3　占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzの無線設備のキャリアセンスの技術的条件は、次のとおりとする。なお、設備規則第四十九条の八の二の三第一項第二号ニただし書の規定によるもの以外の場合にあっては、㈠から㈢の受信電力に最大二〇デシベルまでの空中線電力の低下分を加えることができる。

㈠　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキャリアセンスを代行するものに限る。）にあっては、その電波を発射するために使用するサブフレームにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六四デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

㈡　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するサブフレームにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）五六デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

㈢　略

4　識別符号の技術的条件は、次のとおりであること。ただし、携帯無線通信並びに広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）ム通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機については、当該携帯無線通信並びに広帯域移動無線アクセスシステムの無線局を開設する電気通信事業者が管理する識別符号によるものとすることができるものとする。

㈠・㈡　略

備考　表中の［　］の記載は注記である。

3　［同上］

㈠　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（子機のキャリアセンスを代行するものに限る。）にあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり（一）六四デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

㈡　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機及び子機それぞれがキャリアセンスを行うものにあっては、その電波を発射するために使用するチャネル及びそれに対応する受信のためのチャネルにおいて、通信の相手方以外の無線局が発射する電波による受信電力が、連続する二フレーム以上にわたり、（一）五六デシベル以下である場合に限り、電波の発射が可能であること。

㈢　同上

4　識別符号の技術的条件は、次のとおりであること。ただし、電気通信業務を行うものにあっては別に定める。

㈠・㈡　同上

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８１９号

川崎市宮前区東有馬２丁目38番１―210号
債務者　下間　忠雄

1　決定年月日時　平成30年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
4　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２４８号

札幌市南区川沿６条４丁目２番７号
債務者　坂下　伸一

1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　俊春
4　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３７４号

千葉県富里市十倉1375番地
債務者　石川　登隆

1　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広山　相徳
4　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２２５３号

札幌市北区太平８条５丁目１番18号　瀬比亜館太平203号
債務者　土方　聡美

1　決定年月日時　平成30年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　啓紀
4　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４号

千葉県大網白里市大網336番地４
債務者　関　美智子（旧姓中梶・足達・關）

1　決定年月日時　平成30年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　淳一
4　破産債権の届出期間　平成30年２月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年４月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係